

徳山動物園リニューアル南エントランスゾーン機関車広場整備事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、徳山動物園リニューアル南エントランスゾーン機関車広場整備事業（以下「本事業」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 事業概要

(1) 事業名

徳山動物園リニューアル南エントランスゾーン機関車広場整備事業

(2) 事業の目的

徳山動物園は本市最大の観光施設であるが、昭和46年に日本国有鉄道広島鉄道管理局（現日本貨物鉄道株式会社）より、D-51形式蒸気機関車（通称：デゴイチ）の無償貸与を受け、南エントランスゾーン機関車広場にこれを展示し、これまで、動物園の玄関口における「顔」として市民や来園者に親しまれてきた。しかしながら、近年は、その老朽化が著しく、また、塗料や車体内には、有害物質が含有していることも確認されたため、搭乗等に規制をかけざるを得ない状況となっており、早期の本体改修並びに有害物質の除去や封じ込めが必要となっているところである。

このような中、当園では、平成21年度よりエントランスを含む全面リニューアルを推進中であり、本事業では、徳山動物園リニューアル事業の一環として、歴史的、文化的な価値の高い蒸気機関車を再び多くの市民や来園者に親しんでいただくための改修を行うことを目的とする。

(3) 事業内容

① 蒸気機関車改修

- ・ 機関車の移動
- ・ 塗膜剥ぎ取り及び有害物質の除去、封じ込め
- ・ 損傷部の改修と塗装

② 蒸気機関車プラットフォームの造成

- ・ 重力式擁壁工
- ・ 鉄道軌道敷設

(4) 事業期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(5) 履行場所

周南市徳山動物園 地内（南エントランスゾーン）

(6) 事業に要する費用（提案上限額）

金 122,124,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

1) 参加企業の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年度以降、1件の工事で1,000万円以上の契約金額である展示蒸気機関車の改修に関する工事实績を有すること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成15年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) 法人格を有する団体であって、本事業について十分な知見と遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有し、法人税、事業税、地方税を滞納している者ではないこと。
- (7) 参加申込書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について適切に記載をしなかった者でないこと。
- (8) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者でないこと。
- (9) 「機械器具設置工事業」として、建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (10) (9) に該当する者で、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。

2) 予定配置技術者の要件

本事業の実施にあたっては、建設業法に従い主任技術者又は監理技術者を配置することとする。このとき、主任技術者、監理技術者、現場代理人のいずれかの技術者が蒸気機関車改修工事の実績を有する者であることを要件とする。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

- ① 公告日
令和6年7月16日（火）
- ② 公告方法
周南市公式ホームページ
- ③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウ

ンロード可能です。窓口での書類の配布は行いません。

URL : <https://www.city.shunan.lg.jp>

(トップページから 雇用・事業者向け情報>市の入札・プロポーザル情報・結果>
プロポーザル情報・結果)

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書(様式2)

イ 会社概要(様式4及びパンフレット等)

なお、本市の競争入札等参加資格者名簿に未登録の者については、上記ア及びイに加えて、次に掲げる書類も提出してください。(各種証明書は提出日から3か月以内に発行されたものとします)

ウ 登記事項証明書または履歴事項全部証明書(写し可)

エ 市内に本社、本店、支店、営業所等がある場合、市が発行する滞納の無いことの証明書(原本)

オ 税務署が発行する納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」)(写し可)

カ 排除要綱第3条第1項の誓約書(第3条関係別記様式)

キ 決算報告書その他営業状況が確認できる書類(写し可)

ク 建設業許可の写し

ケ 経営規模等評価結果通知書の写し

コ その他必要とする書類

② 提出期限

令和6年7月30日(火) 17時15分必着

③ 提出場所

周南市文化スポーツ観光部動物園リニューアル推進室

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

④ 提出方法

郵送又は持参(いずれも提出期限内必着)

※郵送による場合は、配達や受取日時が証明できる方法によることとします。また、不達及び遅配を原因として、参加希望者に不利益が生じても、市はその責を負いません。

※持参による場合の受付時間は、土、日、祝日を除く8時30分から17時15分までとします。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果(様式9)を電子メールで通知します。

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザル参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

① 企画提案書表紙（様式3）

② 企画提案書（任意様式）

別紙「徳山動物園リニューアル南エントランスゾーン機関車広場整備事業企画提案書等作成要領」を参照

③ 見積書及び内訳書（任意様式）

別紙「徳山動物園リニューアル南エントランスゾーン機関車広場整備事業企画提案書等作成要領」を参照

④ 添付書類（様式5～7）

(2) 提出期間

令和6年8月1日（木）から令和6年8月21日（水）まで

（受付時間は、土、日、祝日を除く8時30分から17時15分までとします。）

(3) 提出期限

令和6年8月21日（水）17時15分必着

(4) 提出場所

周南市文化スポーツ観光部動物園リニューアル推進室

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

(5) 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

※郵送による場合は、配達や受取日時が証明できる方法によることとします。また、不達及び遅配を原因として、参加希望者に不利益が生じても、市はその責を負いません。

※持参による場合の受付時間は、土、日、祝日を除く8時30分から17時15分までとします。

(6) 提出部数

提出部数は、以下のとおりとします。

①企画提案書表紙（様式3） 正本1部、副本10部

②企画提案書（任意様式） 正本1部、副本10部 ※正本と副本は同一書類

③見積書及び内訳書（任意様式） 1部

④添付書類（様式5～様式7） 1部

(7) その他

① 提出された企画提案書等は、提出期限までに自由に改変できるものとします。ただし、改変しようとする場合は、提出された書類をいったん持ち帰り、改変後の書類を提出期限内に提出してください。提出期限内に提出がない場合は、参加を辞退したものと見なします。

② 参加表明書を提出しても、提出期限内に企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものと見なします。

- ③ 企画提案書等の書類のうち、その内容に疑義があり、「7 評価方法」に示す「(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施」の前に確認が必要と動物園リニューアル推進室が判断した場合、内容の説明を求め、提出期限によらず資料の再提出を求めることがあります。
- ④ 企画提案書等の作成にあたり、周南市徳山動物園の現地確認を希望する場合は事前に下記まで連絡をしてください。
- 動物園リニューアル推進室 E-mail : dobutsuen@city.shunan.lg.jp
電 話 : 0 8 3 4 - 2 2 - 8 1 5 0

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

(2) 参加表明に係る質問受付期間

令和6年7月17日（水）8時30分から令和6年7月22日（月）17時15分までとします。（ただし、受信確認は休日を除く8時30分から17時15分まで）

(3) 参加表明に係る質問の回答

令和6年7月25日（木）9時以降に周南市公式ホームページに質問及び回答を掲載します。

(4) 企画提案・参考見積書等に係る質問受付期間

令和6年8月1日（木）8時30分から令和6年8月6日（火）17時15分までとします。（ただし、受信確認は、休日を除く8時30分から17時15分まで）

(5) 企画提案・参考見積書等に係る質問の回答

令和6年8月9日（金）9時以降に周南市公式ホームページに質問及び回答を掲載します。

(6) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

動物園リニューアル推進室 E-mail : dobutsuen@city.shunan.lg.jp
電 話 : 0 8 3 4 - 2 2 - 8 1 5 0
F A X : 0 8 3 4 - 2 2 - 8 4 3 2

7 評価方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを非公開で行います。参加表明者が多数の場合は書類による一次評価を実施します。この場合、一次評価を実施する旨とその結果について、改めて通知します。

なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立します。

① 実施方法

プレゼンテーション及びヒアリングは特定の場所での対面式を原則とします。ただし、災害発生等により参集が明らかに困難なケースについては、プロポーザル評価会がこれ

を認める場合のみ、WEB会議形式での実施や別日程での開催も考慮します。

② 実施場所

別途通知します。

③ 実施日時

令和6年8月28日(水)(予定) ※正式な日程、時間等は別途通知します。

④ 実施時間

企画提案の持ち時間は30分以内、評価者からの質疑応答を20分以内とし、1提案者あたり50分以内とします。

⑤ 出席者

主任技術者又は監理技術者及び現場代理人への配置予定者については、やむを得ない事情を除き必ず出席することとし、合計人数は6名以内とします。

⑥ その他

- ・参加者の会場への入場は、本市が指示するものとし、それ以外は会場への入場はできないものとします。また、会場において説明及び質疑応答を実施している間に会場から退出した参加者は、再び会場に入場することはできないものとします。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、評価者及び本市に対する参加者からの質問等は受け付けません。
- ・会場においては、外部関係者との通話、通信は禁止とします。また、プレゼンテーション及びヒアリングの状況を録画あるいは録音することも認めません。
- ・プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容(文章、図、表、画像、スケッチ等)を基に項目順に説明してください。
また、当該内容の範囲内であれば、拡大用紙やパネル・プロジェクターを利用した画像等を使用して説明することも可能とします。なお、提案の説明に要するパソコン等の機材は提案者で用意することとします。ただし、プロジェクター・スクリーンは、本市で用意します。
- ・プレゼンテーションでは、企画提案書にない新たな提案や追加資料の配布は認めません。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で実施しますので、資料への社名等の記載や発言、服装等について、参加者が特定されることがないように十分注意して下さい。
- ・留意事項を遵守できないほか、円滑な実施及び公正かつ公平な評価を妨げると認められる場合には、その参加者を会場から退出させることがあります。

(2) 受託候補者の決定

① 評価会の設置

企画提案書等の評価は、市が設置する「徳山動物園南エントランスゾーン機関車広場整備事業プロポーザル評価会」が行います。

② 評価方法

組織体制、企画提案内容、価格等を評価基準に基づき総合的に評価します。
評価者1人当たり200点満点、合計1000点満点で評価します。

③ 受託候補者の決定

各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を最優秀提案者とし、評価会がこの評価結果を市に意見として報告し、市が最も優れた企画提案書及び受託候補者を決定します。

なお、評価の合計点が同点により複数存在する場合は、評価基準中、「企画提案事項」の評価の合計点が多い者を上位提案者として決定します。さらにこれが同点であった場合は、見積書の金額が低い者を上位提案者として決定します。それでも順位が決定しなかった場合は、評価者による協議により順位を決定します。

④ 最低基準点の設定

各評価者の評価点の合計点で500点（満点の5割）を最低基準点と設定しており、最低基準点以上の評価点を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定を行いません。提案を行う事業者が1者の場合も同様です。

⑤ 選定結果の公表

選定結果は、本事業の契約締結（令和6年9月中旬～下旬予定）後以降、周南市公式ホームページで公表します。

【選定結果の公表事項】

ア 選定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称（50音順）

ウ 参加者の評価点（点数順）

注：イとウの対応関係は、明らかにしません。ただし、参加者が2者以内の場合は、特定された受託候補者の評価点のみ公表します。

また、受託候補者が選定された後にプロポーザル参加者全員に「選定結果通知書」（様式10）を電子メールで送付します。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

8 評価基準及び配点

プロポーザルにおける評価基準

評価項目		主な評価のポイント		配点
組織体制 (30点)	経営力	履行保証力・瑕疵担保力・遵法制の評価 ①資本金 2000 万円以上（特定建設業の許可条件） ②自己資本支比率が 30%以上であるか（標準的な判断指標） ③損害賠償保険に加入しているか		3
	企業の事業実績（経験）	企業としての同種事業に関する受注実績 （機関車の種類や静態・動態の別を問わない）		7
	配置技術者の能力（経験）	配置予定である主任技術者、監理技術者、現場代理人いずれかの技術者の同種事業に関する実績（機関車の種類や静態・動態の別を問わない）		7
	事業の実施体制	本事業が遂行可能な人員を配置した体制確保や役割分担が適切か		5
		（地域貢献度の評価） 周南市内の下請け業者を積極的に活用しているか		5
事故及び不誠実な行為	過去に建設業法や他の法令に違反する行為など不正行為を行ったことによる建設業法の規定に基づく監督処分（指示処分、営業停止処分、許可の取り消し処分）を受けた経緯が無く、法の遵守状況に問題ないか		3	
企画提案 (140点)	事業の取組方針	本事業の目的、条件、内容について、理解度が高い取りまとめが成されているか		5
	現況及び課題の整理	本事業特有の状況（蒸気機関車の歴史、文化的な価値、機関車改修の専門性の高さや技術的難易度、有害物質除去に対して適切な計画を立案するための理解度 等）を理解した現況・課題整理が成されているか		5
	事業の実施手続き（事業フロー、工程計画）	事業遂行の全体計画	事業期間内で、定められた要求水準を満足するために、的確かつ工夫された進め方となっているか（クリティカルパスが意識された工程表となっているか）	5
		各要素毎の条件設定	事業における個々の要素（作業工程）が的確かつ工夫された手順、期間設定となっているか。	5
	提案内容について	【周辺環境との調和】	施工中や事業完了後の周辺環境や来園者の利用を鑑み、工事施工、仮設構造物の配置にて、周辺への影響回避に対する工夫がなされているか。	5
		【施工中の外部対応】	『静態展示機関車の改修』という話題性の高い事業特性を理解し、改修中における住民・マスコミ・学生・子ども・その他外部からの問い合わせや見学要望等に対して配慮した事業計画となっているか	5
		【安全性】	アスベストや低濃度ポリ塩化ビフェニルが含まれていることを理解し、法令順守のもと第三者に対する安全性並びに作業の安全性が十分に確保された作業計画が検討されているか	10
			劣化損傷した蒸気機関車を動物園南エントランスゾーン仮囲い内作業ヤードに移動するに際して安全で確実な作業が行えるよう対策を検討されているか	10
		【改修のテーマ・コンセプト】	劣化が著しい部材の改修に際して、要求性能の確保のみならず、文化財保護としての観点も意識した改修工法の提案がなされているか	15
	車両の塗装に際して、要求性能の確保のみならず、文化財保護としての観点も意識した配色計画の決定手法やフローの提案がなされているか		15	
機関車本体以外、広場内の修景において、賑わいを意識した提案がなされているか	5			

		新たな展示機関車には運転室への乗り込みを想定しているため、搭乗に際しての工夫や安全性の確保が検討・提案できているか	10
	【維持管理性】	劣化の原因を考察し、再劣化防止の観点を踏まえた改修工法の具体的な提案がなされているか	10
		今後の維持管理を見据えメンテナンス性に優れた構造検討や改修方法、今後のメンテナンスが良好に行われていくための施工者からの引継ぎ方等についての提案がなされているか	10
自由提案・アピールポイント	改修に併せて、機関車広場の賑わい創出にとって重要であると思われるこれまでになかった新たな蒸気機関車改修の視点やその手法などの提案が行われたか	15	
資料調製・プレゼンテーション能力	① 分かりやすい資料が提示されているか 提案内容の明確な説明や質疑に対する的確な回答ができているか ② 提案書記載事項やプレゼンテーションにおいて匿名性が確保されたか	10	
30点 価格	参考見積書の価格評価	提案上限額に対する参考見積書の価格 30点×(本プロポーザルにおける最低提案価格) / (事業者提案価格) ※小数点以下切り捨て	30
合 計			200

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和6年7月16日(火)
② 参加表明に関する質疑受付	令和6年7月17日(水)から 令和6年7月22日(月)まで
③ 参加表明に関する質疑回答	令和6年7月25日(木)
④ 参加表明書の提出期限	令和6年7月30日(火)
⑤ 参加表明者の資格審査結果の通知	令和6年7月31日(水)
⑥ 企画提案・参考見積書等に関する質疑受付	令和6年8月1日(木)から 令和6年8月6日(火)まで
⑦ 企画提案・参考見積書等に関する質疑回答	令和6年8月9日(金)
⑧ 企画提案書等の受付期間	令和6年8月1日(木)から 令和6年8月21日(水)まで
⑨ 企画提案書の評価及びヒアリングの実施	令和6年8月28日(水) 予定
⑩ 選定結果の通知	令和6年8月下旬 予定
⑪ 契約の締結	令和6年9月中旬～下旬 予定
⑫ 選定結果等の公表	契約締結後

10 契約（受託候補者特定後）

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容（提案事項）が、原則として契約締結時の事業実施内容となりますが、本事業の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

また、参考見積額における各作業項目の価格の妥当性については、事業着手前に精査

し、著しく妥当性に欠ける場合には、受託候補者との協議により、価格構成の変更を求める場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

11 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ①提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリングに、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ①企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ②緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式8）により、動物園リニューアル推進室へ届け出てください。
- ⑧企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがあります。

- ⑨参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

12 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

担当部署 周南市文化スポーツ観光部動物園リニューアル推進室

電話番号 0834-22-8150

FAX 番号 0834-22-8432

E-mail dobutsuen@city.shunan.lg.jp